

金融円滑化法終了への備え

札幌商工会議所 専門相談員

知野福一郎 氏

平成二十五年三月末で終了を迎える金融円滑化法。終了後の企業を取り巻く環境においては、倒産が多発する恐れや資金繰りなどにおいて厳しさが増すなどの憶測がささやかれている。

金融担当大臣は談話の中で、金融機関の役割は「円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではない」と話し、期限到来後に企業経営の混乱が生じないよう検査・監督の方針を示したところである。

円滑化法を利用した企業は、全国で三十万社から四十万社といわれている。金融庁の発表によると平成二十四年三月末時点で、申し込み三百八万七千八百八十六件。実行率は九十七・三%に及び各金融機関も企業への要請にはほとんど謝絶しないという形で対応してきている。

この間の倒産動向をみると円滑化法実施後の二〇〇九年以降明らかに倒産件数(表1参照)は減ってきており、企業経営に一定の効果をもたらしたものといえる。

しかしながら、経済の状況が一向に好転しないことから、今年に入り、金融円滑化法利用後の倒産件数(表2参照)は、昨年度比で約二・二倍と増加傾向に推移している。その背景には策定した経営改善計画が、著しく実態と乖離して経営の改善が進ちよくしていない企業が多く見られることがひとつの理由としてあげられる。

かわらず、猶予による安心感によって、改善策を講じてこなかった企業も多く見受けられるのも事実である。

また、当初策定の計画が非常に見通しの甘い計画であったことから、売上高増加が計画通りに行かず、先行き見通しが立たずに破綻をしまうケースも多かったものと思われる。

金融円滑化法の利用により策定した自社の経営改善計画書の進捗よく状況が、どのようになっていたのか、今一度チェックを行い、乖離がある場合においては、改善策の検討を早急にすべきである。

一方、政府においては日本再生戦略の中で、円滑化法終了後の円滑な移行に向けた体制整備を図り対応することとしている。

中小企業再生支援協議会においては従来型に加え、簡易なパッケージ型を導入し、案件の処理スピードを高め、案件対応の強化を進めている。また、金融機関、士業や商工会議所などの中小企業支援機関との連携および機能強化により、再生計画の策定支援に取り組むなど横断的な経営支援に向けた取り組みをしている。法施行終了後の経営環境がどうな

るかは不透明なところがあるが、どのような状況にあっても経営環境の変化に対応していく強い企業体質を作っていかなければならない。

(表1) 過去10年の倒産件数

年度	件数	前年度増減
2002年度	10,410	12.0
2003年度	9,902	-4.9
2004年度	8,448	-14.7
2005年度	8,759	3.7
2006年度	9,572	9.3
2007年度	11,333	18.4
2008年度	13,234	16.8
2009年度	12,866	-2.8
2010年度	11,496	-10.6
2011年度	11,435	-0.5

(出所：帝国データバンク)

(表2) 金融円滑化法利用後倒産件数(全国)

2011年	件数	金額	2012年	件数	金額(百万円)
1月～9月	120	92,339	1月～9月	267	208,323
10月	22	16,913			
11月	25	10,211			
12月	27	14,341			

(出所：帝国データバンク)